

令和5年度旭川市食品衛生監視指導計画の概要

食品の安全性の確保のために

■ 食品関係施設の監視指導

食中毒等の食品事故の発生を防止するため、食品関係施設における法令の遵守状況や施設の衛生状態を確認し、必要な指導を行います。

監視指導は、施設の業態等に応じて計画的に行いますが、食品の取扱量や利用者数、提供食数が大規模な施設などについては、重点的に実施します。

【重点的な監視指導対象施設】

- 卸売市場
- 旭山動物園内食品関係施設
- 乳処理施設
- 特定仕出し・弁当施設
- 多人数利用飲食施設
- 道の駅あさひかわ内食品関係施設
- と畜場



■ 食品の安全性の確認

広域に流通する食品、特に地域ブランドとして全国向けに出荷される製品については、原材料の仕入れから製品の出荷に至るまでの記録の確認を行うなど、監視指導の内容を充実させます。

また、市内に流通する食品について、抜き取り検査（収去検査）を計画的に実施し、法令で定める規格基準等への適合状況を確認します。

食品表示に関する監視指導については、国や北海道等と連携を密にし、必要に応じて合同調査などを行います。

食肉となる家畜については、食肉衛生検査所において、1頭ごとにと畜検査を行います。



食品等事業者の HACCP 実施の支援

食品衛生法等の改正により、食品等事業者が講ずべき公衆衛生上必要な措置の基準として、HACCP に沿った衛生管理が制度化されたこと、また、食品の安全性の確保には、HACCP に沿った衛生管理が有効なことから、食品等事業者が HACCP に沿った衛生管理を円滑に導入できるよう、技術的な支援を行います。



関係者への情報提供と意見交換の実施

■ 市民等への情報提供と意見交換の実施

国が示す「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に変更があった場合は、本計画の見直しを行い、その結果、市民生活に影響を及ぼす変更等が生じる場合は、計画案について本市ホームページ等で広く意見を募集します。また、旭川地方食品衛生協会や旭川消費者協会等の関係団体と食品衛生に関する意見交換を行います。

■ 食品等による危害発生防止のための情報提供

家庭における食中毒の発生を防止するため、食中毒予防や食品安全に関する情報、健康被害の発生状況等について、衛生講習会や本市のホームページ等により情報提供を行います。



<お問合せ先>

旭川市保健所衛生検査課食品保健係

T E L 0166-25-5324

E-mail eiseikensa@city.asahikawa.lg.jp